

令和7年度第3回 徳島地方最低賃金審議会議事録

1 開催日時、場所

日時 令和7年8月4日(月) 午前9時00分～午前10時50分
場所 徳島地方合同庁舎6階 会議室 (徳島労働局)
(徳島市徳島町城内6-6)

2 出席者

(公益委員) 稲倉委員 竹原委員 段野委員 撫養委員 米澤委員
(労側委員) 川口委員 辰巳委員 三木委員 南委員 横井委員
(使側委員) 藍原委員 天野委員 五島委員 中村委員 脇田委員

3 主要議題

- (1) 徳島県最低賃金改正決定に係る意見聴取等について
- (2) 専門部会委員の紹介について
- (3) 今後の審議に係る関係資料について
- (4) その他

4 議事

○事務局(賃金室長)

定刻となりましたので、令和7年度第3回徳島地方最低賃金審議会を開催したいと思います。

それでは、段野会長に会の進行をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○段野会長

皆様おはようございます。

それでは、令和7年度第3回徳島地方最低賃金審議会を開催いたします。

中央の目安答申が当初の予定より遅れておりますため、前回の審議会で示されました審議日程とは異なっておりますが、委員の皆様におかれましては、ご対応のほどをどうぞよろしくお願いいたします。

事務局は、本日の委員の出席、公開状況についての報告をお願いいたします。

○事務局(賃金室長)

それでは、事務局から報告させていただきます。

本審議会の成立には、最低賃金審議会令第5条第2項により、委員総数の3分の2である10名以上の出席または公労使委員の各3分の1である2名以上の出席が必要となっております。本日は、15名全員の委員が出席しており、審議会は成立していることを報告いたします。

また、本日の審議会につきましては、徳島地方最低賃金審議会運営規程第6条に基づき公開しております。本日、21名の傍聴がございました。傍聴人は、傍聴の注意事項を守っていただきますようお願いしたいと思います。

なお、傍聴の方は発言できません。審議に差し障りのある行為があった場合につきましては退出をお願いすることがございますので、ご承知おきください。

以上です。

○段野会長

それでは議題1、「徳島県最低賃金改正決定に係る意見聴取等について」に移りたいと思います。

事務局は説明をお願いいたします。

○事務局（賃金室長）

最低賃金改正に係る意見聴取について説明をさせていただきます。

最低賃金法第25条第5項により、審議会は最低賃金の決定、改正、廃止の決定に係る調査審議を行う場合については、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者、関係使用者の意見を聞くものとする旨規定されており、前回の第2回本審において、徳島県最低賃金の改定諮問を行うとともに、同法施行規則第11条第1項の規定に基づき、意見の聴取公示を行っていました。

意見申出の受付期間に申出があったのは、徳島県労働組合総連合の1件です。そのほか、受付期間前ではありますが、意見に関する書面が3件あり、計4件の意見に関する書面を受け付けております。

第2回本審において決議がありましており、今回併せてご紹介させていただきたいと考えております。また、このうち2件に関しては、意見陳述の要望がございますので、それぞれ15分程度の時間を希望しておられます。

○段野会長

事務局から4件の意見書の紹介をしたいとの提案がございました。

また、そのうち2件につきましては、それぞれ15分程度の意見陳述の要望があるとのことですが、当審議会としましては、これらのご意見を聞くことでよろしいでしょうか。

〔委員から「異議なし」の声〕

○段野会長

ありがとうございます。

では、異議がないようですので、4件の意見書に関しましては、事務局より説明をお願いします。

また、意見聴取に関しましては、事務局の誘導に従いまして、陳述の希望者は陳述を行ってください。

では、事務局は意見書の紹介と陳述人の誘導をお願いいたします。

○事務局（賃金室長）

それでは、事務局のほうから、4件の意見書の紹介をさせていただきます。

受付年月日の早い順に紹介させていただきます。

お手元の資料の、第3回徳島地方最低賃金審議会資料をご用意ください。

こちらの51ページ、資料11をご覧ください。

こちらが全労連四国地区協議会からの意見書となっております。

趣旨としましては、最低賃金を全国一律とし、時間額1,500円以上とし、物価高騰の生計費負担増の際には、最低賃金の再改定を求めるもの。また、最賃引上げに係る中小企業の

支援策は、賃金補助、社会保障費減免等の直接的支援を求めるもの。また、最賃審議会委員の公正な選任を求めるもの。また、審議会、専門部会の公開、議事録等の早期開示を求めるものとなっております。

続きまして、資料の53ページ、資料12をご覧ください。

こちらが、J A L不当解雇撤回・最賃1,500円実現四国キャラバン実行委員会からの意見となります。賃上げの部分のみ抜粋しており、趣旨としては、賃金に関して時間額1,500円を早期に実現し、地域間格差是正を求めるもの。また、最低賃金の地域ランク制を廃止し、全国一律最賃制の実施を求めるもの。また、最賃引上げに係る中小企業への公的支援は、簡素で分かりやすい制度を求めるもの。また、最賃審議会委員について、全ナショナルセンターから最低1人は選出できる仕組みとすることを求めるものとなっております。

続きまして、55ページ、資料13をご覧ください。

こちらが、徳島県中小企業家同友会からのご意見となります。

趣旨としましては、最賃審議に当たって、中小、小規模事業者の実態を把握し、大企業に偏らないデータによる審議、法定三要素に基づいた慎重な審議を求めるもの。また、支援制度に関し、予算の大幅な増額、手続の簡素化と適用条件の緩和、適用範囲の見直しを求めるもの。また、労務費の価格転嫁を促進するために、国及び関係機関の指導強化と環境整備促進を求めるもの。また、新規市場に取り組む中小、小規模事業者への支援強化を求めるものとなっております。

同団体からの意見陳述のご要望もございましたので、後ほどご説明いただく予定となっております。

続きまして、57ページ、資料14をご覧ください。

こちらが、徳島県労働組合総連合からのご意見となります。

趣旨としましては、労働者の生活の安定及び労働力の質的向上を保障するにふさわしい最賃額を求めるもの。最賃の全国一律化、地域間格差の解消を求めるもの。中小企業支援策の強化を求めるもの。審議の全面公開を求めるものとなります。

また、同団体からも意見陳述のご要望もございましたので、後ほどご説明いただく予定となっております。なお、陳述の時間は、各陳述者15分程度と伺っております。また、意見陳述用の資料に関しましては、別途63ページ、資料No.15を添付しております。

意見書の紹介は以上となります。引き続きまして、意見陳述のほうに移りたいと思います。

まず、徳島県中小企業家同友会様から意見陳述をお願いいたします。

○陳述人（徳島県中小企業家同友会）

このたびは、お時間を頂戴しまして誠にありがとうございます。貴重な時間をいただきまして、徳島県中小企業家同友会からの要望書に関する補足説明をさせていただきます。私は、徳島県中小企業家同友会代表理事を務めさせていただいております吉武と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

お配りになられています55ページの資料をご覧くださいと思います。

当会におきまして、特に、地盤についての補足をさせていただこうと思っております。

項目2の最低賃金引上げの影響と限界というところになります。

私どもの会というのは、従業員数が中央値で5名という小規模事業が中心となっている会員数が約430名の団体です。

会員企業は賃上げ、それは最低賃金改定に伴って最低賃金にとどまらず、会社全体の賃金の引上げというところに腐心しております。

そのためには、もちろん価格転嫁ですとか経費削減の取組というところを、この1年間、それぞれ会員企業の中で取り組んでいるところなんですけれども、人手不足も相まって、また新規事業開発を含めた新規市場開拓というところも行っている中で、一番重要になってくるのは、会社内、組織体制をどのように整えていくかということです。会社内でそこら辺の取組をしっかりと行っていくためには社内、従業員の協力が不可欠でございますので、そこら辺の体制づくりというところに腐心しているというお話をよく聞きます。

一番問題になって、時間がかかってくるのは、その働く労働環境をどのように整えるかということになってきていて、この人対人というところの問題が、なかなかこの1年間の中では追いつかない。さらに、1,500円を目指してというところで、この数年間は賃金引上げの取組が引き続きなされるというところで、この人対人の問題解決がうまくいけば、加速度的に労働環境改善が進むとは思われますが、まだ最初の初動段階ですので、時間がかかっているというのが実情です。

そんな中でも、改革による変化についてこられる従業員もいれば、改革を嫌い、辞めていく従業員も見受けられるというふうに聞いております。こういった流れの会社変革の取組というのは、やはり、重ねて申し上げますが、時間がかかる。

労使協議というのは時間がかかります。また、逆に時間をかけなければならない問題でもあると思っています。このあたりは、データという数字に表れないというところがございますので、そういったリアルのところというのをお含みおき、バランスの取れた審議をお願いするところでございます。

また、帝国データバンクによると、やはり小規模事業者、小規模の倒産件数が増えている、その理由の第1位は販売不振というところであるとお聞きしております。販売不振といえは一言ですが、言葉の中に何があるかといいますと、やはり価格を転嫁したことによってお客様が離れていくというところもございます。ここのあたりが非常に苦しいところであるという話をよく聞きます。

国が示します最低賃金の引上げシナリオというのに沿って、私どもは、社内体制を整えながら、賃上げができる体制を労使とものつくっていくというところが基本的な姿勢でございますので、そこは引き続き行ってまいります。

そして、地域経済を復活させること、活性化すること、またこの要望書にもございますけれども、大企業に偏らず、そういった小規模事業者、中小企業、こういった企業の実態、ここを丁寧に把握していただかない限りは、これを把握するための時間的余裕、踊り場というところ、もしくは5年間に対するロードマップというところがないと、経営企画というものは立てるのが非常に困難となっていきます。ですので、そういった踊り場というところを持っていただきたいというふうに思っております。

最後になりますが、バランス感覚、もしくは丁寧な現状の中小企業、小規模事業に対する把握というところが、結果的に持続的に発展する徳島の地域づくりにつながると考えております。

15分のお時間を頂戴しましたけれども、このあたりで補足ということに代えさせていただきます。お時間ありがとうございました。

○事務局（賃金室長）

ありがとうございました。

続きまして、徳島県労働組合総連合会様からのご意見を頂戴したいと思います。

○陳述人（徳島県労働組合総連合）

これから、私たち徳島文理大学総合政策学部の学生の意見陳述をさせていただきます。昨年11月から、徳島県の最低賃金は大幅に引き上げられましたが、私たち徳島文理大学総合政策学部の学生が主催して、資料の1ページ目にありますように、昨年12月11日に、最低賃金をテーマとして、経営者と学生の意見交換会を開きました。その模様は、当日のNHKの「とく6徳島」で放送されました。

その意見交換会の中で、経営者の代表の方は、給料は従業員にとっての重要な動機づけの一つになるとして、給料を上げることを前向きに考えているとお話しになりました。そこで、私たち徳島文理大学総合政策学部の学生は、資料の2ページ目にあるように、意見交換会にお出でになった経営者団体のファンクラブをつくり、企業の応援をすることにしました。

1つ目の会社は、資料3ページ目の入れ歯を製造する会社です。

徳島県は、歯科医院も歯科医の数も全国平均より大きく上回っていますが、むしろ上回っているということで、行政は歯科医院や歯科医に徳島県民の歯の状態を依存する傾向があることが分かります。徳島県の歯科の行政は、全国に比べてもそれほど進んでいるわけではないようです。徳島県歯科医師会のお話では、歯は糖尿病などとの関連があるとのことですが、歯科行政がそれほど進んでいるわけではないということであれば、徳島県民にとって大きな問題である糖尿病を改善することにはなかなかつながらないと思います。その意味でも、1つ目の入れ歯製造会社の重要性は高いと思いますし、そのことを私たちは訴えていきたいと思います。

2つ目の会社は、資料4、5、6ページのフィットネスジムの会社です。

ここでは、筋肉だけでなく脳と神経を育てる、考えて動くトレーニングを行います。ただ鍛えるだけではなく、姿勢、歩き方、疲れやすさなど、日常の悩みを根幹から改善するのが特徴です。都市部では既に広まりつつあるこうしたトレーニングが徳島でも受けられるというのは、とても価値があると考えます。

今日、人の寿命がますます長くなっていく中で、いつまでもやりたいことができる体を作ることを目指して、指導することは、少子高齢化が進む徳島県民にとって重要だと思います、私たちも応援していきたいと考えております。

以上の2つの会社は、徳島県民の身体に関わる会社と言えると思いますが、次の3つ目の会社は、資料7ページ目の食に関する会社です。

天気予報の会社のウェザーニュースの2011年の調査によると、一冬に食べる鍋の回数が、徳島県民は全国で第4位だそうで、特に徳島県民が好きな鍋は、第1位が寄せ鍋、第2位がキムチ鍋だそうです。この会社の鍋は徳島県民が好きな鍋といえると思います。

また、徳島県民は全国と比べても、あまり外食をしない傾向があるそうですが、ジャンル別には少し違いがあるようで、比較的、和食は他県よりも利用する傾向があるようです。この会社は、和食を提供するお店も経営しており、その意味でも、この会社は徳島県民の食生活には必要な会社だと訴えて、応援したいと私たちは考えています。

次の4つ目の会社は、資料8ページ目のリフォーム会社で、徳島県民の住居の環境整備の会社です。住宅の建設やリフォームは、費用が掛かる為、給料が低いと行いにくくなってしまおうと思いますし、近々起こると言われている南海トラフ地震も懸念されますが、それに備える意味でも住居の整備は重要だと思います。

行政も補助金を出してしているようですが、その金額は多いとは言えないと思います。また、その補助金も県内企業が行うことに限定されているわけでは必ずしもありません。私たちは、給料の増額を望むとともに、補助金支給が県内企業に関わる形にするよう、ま

た補助金の金額をもっと多くするよう、行政などに働きかけるなどして、それらの会社を応援したいと思っています。

最後の5つ目の会社は、資料9、10ページ目の自動車販売会社で、徳島県の移動に関する会社です。その会社が取り扱う自動車は、高価格帯から低価格帯まで様々で、私たちの生活の状況に合わせて受注を受けることができる形になっています。そもそも、徳島県のような地方では自動車の保有台数が埼玉県のような都市部よりも多くなっていて、自動車自体、必需品になっています。実際、25歳単身男性労働者をモデルケースとした理論最低生計費は、徳島市のような地方もさいたま市のような都市部も22から23万円程度と大体同じ水準であるということが分かります。地域によって大きく違うのは、地方は家賃が低いですが、公共交通機関があまり発達していないことから交通費が高く、一方、都市部は、家賃が高いものの公共交通機関が発達していることから、交通費が安くなっていて、それぞれが相殺されて、理論最低生計費は同じような水準になっているようです。つまり、地方は自動車が生活する上で重要な移動手段となっていることが分かります。私たちは、自動車販売会社の自動車を購入したり、レンタカーで使用したりする形での応援を考えています。

その次の資料は、その他各地域の最低生計費の比較です。私たちの体や食、住居、移動などを円滑にする上でも、給料はとても大事です。徳島県民の給料が増えるよう、今年も徳島県の最低賃金の大幅な引上げを私たちは求めたいと思います。

次に、私たち4年生の2人は、昨年の最低賃金審議会でもお話しさせていただきました内容と、その後の県の支援政策や、実際に雇用者の方から聞いたお話を発表させていただきます。まず、東京と地方の最低賃金の推移比較のグラフをご覧ください。平成29年を見ると、徳島のような地方と東京、大阪の都市部には大きな差が出ていることが分かります。この差が、都市部と地元の自己投資や娯楽の差だと考えられます。この差が、大学生活における地方と都市部の得られるものの差であり、このことから地方の大学よりも都市部の大学に通うほうが自分の成長につながるので、大学の選択肢から地方が外れるのではないかと考えました。賃金の差だけで、経験、自己投資の差、大学選択への影響など、様々なことが変わります。私は、このような差が生まれることをなくさなければならないと考えました。

次の資料をご覧ください。こちらは、平成29年の徳島県への転入数と徳島県からの転出数の数値を表した資料です。全体的に転出超過になっています。特に注目していただきたいのは、私たちと同じ、就職活動の時期である20歳から24歳の数値です。入出差を見ると、関東には372人、関西には454人が出ています。これだけ徳島から人が出てしまう理由には、収入として得られる金額の差があることが大きな原因の一つだと考えました。実際に、関東の平均収入は436万円、徳島の平均収入は371万と差があることが分かります。これだけ差があると、徳島から出てしまう人が多くなってしまうことにも納得ができます。私たちは、最低賃金改定後に、地域のアパレル系の企業さんとお話しさせていただきました。その方に、最低賃金支援策についてお話を伺ったところ、使用者としては、今のままでは厳しいというような内容をお聞きしました。

次の資料(2)をご覧ください。これは、徳島県による中小企業、小規模事業者支援の現状です。賃上げ支援金の予算額は10億5,000万円となっていますが、申請金額は2億4,330万7千円の予算比の僅か23.2%となっているのが現状です。また、ほかの県は、制限規定がシンプルなものになっており、徳島県のような、それまでの最低賃金が896円以上930円未満という条件はありません。だからこそ、私たちは賃金の引上げとともに、支援策を考えなおし、継続する必要があると考えます。私は、徳島出身で徳島が大好きです。し

かし、このままでは徳島の経済は廃れ、活気が失われると思います。だからこそ、今、最低賃金を上げることで、より徳島の経済が活性化され、活気あふれる徳島につなげることができるのではないのでしょうか。確かに、最低賃金を上げることで使用者の方に大きな負担がかかることは存じております。だからこそ、県にはしっかりとした事業者支援を行っていただきたいと考えています。また、私たち学生も、中小企業同友会ファンクラブなどに携わることで、経済の活性化や活気あふれる徳島にしていけると私たちは信じています。私たちが、去年からこのような活動を行うことで、他県の大学生も、今年の最低賃金審議会で意見陳述を行うそうです。このような新たな取組が、全国の賃上げにつながっていくと思います。徳島も、去年だけにとどまらず、今後も継続的な賃上げを行うべきです。ここまでの私たち学生の熱意を酌み取っていただけたら幸いです。最低賃金引上げのご検討をよろしくお願いいたします。

以上です。

○段野会長

皆様、貴重なご意見ありがとうございました。

委員の皆様におかれましては、ただいま陳述した方に対しての質問等ございましたら、挙手のほうをよろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

〔委員から「なし」の声〕

○段野会長

ご意見がないようですので、委員の皆様におかれましては、徳島県最低賃金改正の審議に当たりましては、ただいまいただきましたご意見等を踏まえましてご審議をいただければと思います。

それでは、議題2に移りたいと思います。事務局は説明をお願いいたします。

○事務局（賃金室長）

事務局から説明させていただきます。

議題2、専門部会委員の紹介についてでございます。第2回本審におきまして、地賃専門部会の設置が決定され、7月17日付で専門部会委員の推薦公示を行い、労使各団体から推薦をいただきました結果、7月29日付で徳島労働局長より専門部会委員が任命されたので、報告させていただきます。第3回地方最低賃金審議会の資料の2ページ、資料2をご覧ください。こちらに専門部会委員の氏名を記載させていただいておりますので、ご報告をさせていただくとともに、名前を読み上げさせていただきます。公益委員代表として、稲倉委員、段野委員、米澤委員。また、労働者代表として、川口委員、三木委員、南委員です。使用者代表として、五島委員、中村委員、脇田委員。以上9名の皆様でございます。本来であれば、辞令のお渡しを行うところですが、慣例により専門部会委員の皆様の机上に辞令をお配りしておりますのでご理解をお願いしたいと思います。

○段野会長

ありがとうございます。

それでは、議題3、「最賃審議に係る関係資料について」に移りたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（賃金室長）

事務局より関係資料の説明をさせていただきたいと思います。資料が多岐にわたりますので、どの資料か不明な場合は、説明中でも結構でございますので、ご遠慮なくお申出いただけたらと思います。

お手元の資料の第2回目安に関する小委員会と記載してある資料をご覧ください。中賃の第1回目安小委員会資料につきましては、前回ご紹介をさせていただきましたので、今回は、第2回から第4回までの小委員会の資料をご紹介します。第2回目安に関する小委員会のほうを主としてご説明をさせていただきます。

まず、1枚目をめくっていただきますと、本省が実施している賃金改定状況調査結果となっております、令和7年度版です。こちらは、本省が毎年実施している、層化無作為抽出により選定された労働者30人未満の事業所に対して調査を行った結果でございます。

右下の数字の大きなページ数を入れさせていただいている7ページをご覧ください。こちらがこれまでの最賃審議で頻繁に使われている第4表です。一般労働者、パートタイム労働者の賃金上昇率について表しているものでございます。A、B、Cの各ランク別、業種別の賃金改定率となっております。7ページの第4表①につきましては、こちらが男女別。8ページの第4表②が、一般とパート別の表となっております。全体で見てみますと、おおむね昨年よりも賃金上昇率は上がっている状況が認められますが、全ランク業種別で見てみますと、生活関連サービス業、娯楽業、学術研究、専門技術サービスの業種におきましては、マイナスや、上昇率が低下しているものも認められます。

また、次の9ページ、第4表③なんですけれども、こちらが第4表①、②と異なる点としましては、③のほうは令和6年6月と令和7年6月の両方に在籍した労働者のみを集計したものとなります。①と②につきましては、人の増減を加味した人件費の増減というふうになりますけれども、③につきましては、同じ人が継続的に勤務した場合の賃金の増加ということになります。Bランクの賃金上昇率につきましては、産業計で3.4%、男性で2.8%、女性で4.0%。一般で見てみますと、上昇率3.3%、パートで3.6%となっております。業種別には、最も低いものが生活関連サービス業、娯楽業ということで2.4%。最も高いものが、医療福祉におきまして4.3%となっております。以上が同調査の結果となっております。

続きまして、18ページをご覧ください。こちらのほうが、2024年度、昨年度のランク別の未満率と影響率の推移を表しております。昨年度を見てみますと、Bランクの影響率としましては23.5%、未満率は1.7%となっております。

また、19ページにおきましては、昨年度の都道府県別の未満率と影響率を表しています。徳島県の未満率は1.4%と比較的低かったものの、影響率に関しましては27.4%であり、比較的高い状況であることが認められます。

また、続きまして、21ページ以降につきましては、昨年度の賃金構造基本統計調査による1時間当たりの賃金分布を表しております。こちらは、各都道府県別に表れておりますので、ご覧いただけたらと思いますが、一般労働者と短時間労働者の合計につきましては、29ページの左下のグラフになります。昨年度の最低賃金が896円であったこともあり、900円と1,000円のところに大きな山ができております。

42ページをご覧いただけたらと思います。42ページの左下のほうに徳島の賃金分布が掲載されておりますが、こちらは一般労働者の賃金分布となっております。先ほどの分布図と比べてみると、ややばらけてきており、1,200円、1,350円あたりで山ができていように見受けられます。

続きまして55ページのほうをご覧ください。55ページが短時間労働者の賃金分布です。

先ほどの一般労働者、短時間労働者の合計と同様に、900円と1,000円に大きな山が認められます。

続きまして、61ページ以降につきましては、日本全体や海外の経済指標の動向となっております。徳島県に関わるものとしましては、95ページ、96ページをご覧ください。95ページに、経済指標の都道府県別比較と題されて、都道府県別の人口、就業者数、県内総生産、県別製造品出荷額、農業産出額、漁業産出額、宿泊者数のシェア等の順位が示されております。徳島県は96ページの中ほどに示されていますので、こちらをご参考にしていただければと思います。

以上が第2回目安に関する小委員会の資料の説明となります。

続きまして、令和7年度最低賃金に関する基礎調査の結果について説明をさせていただきます。第3回徳島地方最低賃金審議会資料目次と書いてある、徳島県版の資料をご用意願います。

こちらの3ページ、資料3をご覧ください。

令和7年最低賃金に関する基礎調査結果を掲載しております。

この調査につきましては、徳島労働局が毎年実施しているもので、令和7年6月実施分の調査結果となっております。

1枚めくっていただきますと、4ページに基礎調査の概要を掲載しています。

調査の地域としましては、徳島県内全域です。調査対象につきましては、製造業等は99人以下、また卸売業、小売業などにつきましては29人以下の事業所を調査の対象としております。調査数におきましては、1,580事業所を対象に調査を行っており、このうち地賃、地域別最低賃金の対象となる事業所数は1,401件となっております。

調査の結果につきましては、最初の3ページに戻っていただきますと、下段の集計概要のところに記載しており、未満率、未満率とは、現在の最低賃金980円を下回っている人数の割合についても示しています。

就業形態全て、いわゆる正社員、短時間労働者の別なく全体で見た場合の未満率は1.98%となっており、パートのみの場合では1.30%となっております。

平均賃金額としましては、就業形態全てでは月平均賃金額が192,854円、時間当たりにつきましては1,408円、パートにおきましては月平均賃金額が89,205円、時間当たりにつきましては1,178円となっております。

続きまして、5ページのほうに移っていきます。

5ページの上段のほうに未満率の推移を表しております。令和7年度の未満率につきましては、先ほど申し上げたとおり1.98%、令和6年度の1.17%を上回っているという状況が認められます。また、中段の項目3のグラフののですが、賃金分布を棒グラフで、影響率を折れ線グラフで表しております。

棒グラフにおきましては、その賃金額の労働者が推計で何人いるかということを表しているとお考えいただければと思います。賃金分布の状態で見ますと、多い順に980円、1,000円、1,050円、1,030円というような山ができています。線グラフの影響率、こちらにおきましては、現在の賃金分布の状況下で最低賃金の改定が行われた場合の影響率を表しております。先ほど申し上げた現行の980円の次に賃金分布の多い1,000円を超える賃金改定が行われた場合、影響率が大きく跳ね上がるということが分かると思います。

また、980円から1,080円までの引上げを行ったケースを想定して、1円単位での想定される影響率について、下段の項目4、影響率の表で表しております。8ページから、影響率の元データである総括表を添付しているのですが、文字が小さく見にくいので、簡単に

ご説明いたしますと、980円から1,080円までを1円刻み、1,080円から2,000円までを10円刻みで作成しております。

それで、表中の上段の数値につきましては、今回の基礎調査から推定される累計労働者の数です。また、表中の下段の括弧内の数値におきましては、累積構成比の数値となっております。

ですから、8ページの総括表の980円未満の合計につきまして、推計労働者数、総数105,814人に対して、2,096人が当てはまるということになりますので、この構成比が1.98というような形で表されており、これにより未満率は1.98%としていることとなっております。

また、9ページの一番下の欄に、月平均賃金額というところがございます。

また、時間当たりの平均賃金額、月1人当たりの労働時間数と、各分位数を記載しております。

この分位数というのが分かりにくいかと思うんですけれども、分位数というのが、第1・20分位数というところに関しましては、時間額を最も低い金額から数えて20分の1番目の金額とお考えいただけたらと思います。また、同様に、第1・10分位数というものに関しましては、10分の1番目の金額で、中位数というのは、ちょうど真ん中の人の賃金額とお考えいただけたらと思います。

こちらの総額表なんですけれども、(1)と(2)に分かれておりまして、(1)が事業規模別・年齢別の全労働者とパート労働者ということで、(2)が年齢別・男女別の全労働者とパート労働者別に集計となっております。

総括表の次、16ページからは低賃金労働者の一覧表となっております。今回、調査を行った結果、980円未満として回答のあった対象者を全てこの一覧表に載せております。

基礎調査の結果に関する説明は以上でございます。

続きまして、そのまま資料を1枚おめくりいただいて、18ページの資料4です。

こちらは、令和7年月例経済報告基調判断を載せております。本年の1月から7月までの概要を取りまとめたものとなっております。

資料作成時におきましては、月例経済報告と徳島県経済概況は発表されていたのですが、徳島経済レポートの発表がされておりましたので、その部分については7月分を掲載しておりません。それ以外の2つにつきましては、1月から7月分の掲載を行っております。

それで、次々いって申し訳ないんですけれども、今度、別途配付させていただいております主要統計資料というやつのご説明のほうに移りたいと思いますのでご覧いただけたらと思います。

前回の、第2回の本審でお配りいたしました中賃の「第1回目安に関する小委員会の資料」のうち、都道府県別のデータが記載されてあるものにつきまして、事務局において、徳島県の順位が今どのあたりであるのかという順位が分かるよう、データの並びかえを行ったものとなっております。昨年度も同様の資料をお配りさせていただきましたけれども、今年度は昨年度からの順位の推移も分かるように作成しております。

1枚めくっていただいて、1ページ目、こちらは令和5年に中賃においてABCランク付けを行う際に使われました総合指数となります。徳島県は29位ということで、これは昨年お出した資料と何ら変更はございません。

次のページからですが、昨年度お出した資料と比較のため、セルをオレンジ色にマーキングしてあるものが前年度のデータで、マーキングしていないものが本年度取得したデータを反映したものです。

それでは、2ページをご覧ください。

こちらが、東京を100として1人当たりの県民所得を表しております。前年度は、2020年のデータをお出していましたが、今年度は2021年のデータが揃いましたので、こちらのほうをつけております。

全国の順位に関しましては、9位で変化は特にございません。

3ページのほうに移りたいと思います。

こちらのほうが、東京を100として、4人世帯の標準生計費のデータとなっております。

2023年では33位であったものが、2024年では16位と変化しております。

続きまして、4ページです。

こちらのほうが、東京を100として、新規学卒者、高卒男性の所定内給与のデータとなっております。

2023年は29位でしたけれども、2024年では20位というふうに変化しております。

続きまして、5ページ。

こちらと同じく、東京を100とした新規学卒者、高卒女性の所定内給与のデータとなっております。

2023年は14位でしたけれども、2024年は40位というふうに変化しております。

続きまして、6ページ。

有効求人倍率のデータとなっております。

こちらが、2023年は32位でしたけれども、2024年は28位となっております。

続きまして、7ページです。

失業率のデータになります。

こちらは、失業率が低いほうから順に並べております。つまり、低いほうが上位になっているという配置となっております。

2023年では、徳島県は5位でしたけれども、2024年は2位となっております。

続きまして、8ページのほうです。

東京を100とした定期給与のデータとなっております。

2023年は32位でしたけれども、2024年は16位となっております。

続きまして、9ページです。

パートタイム労働者の1求人票当たりの募集賃金の平均額です。

平均額につきましては、2023年は20位でしたけれども、2024年は23位となっております。

続きまして、10ページです。

こちらが、パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金の下限、一番下の金額ということですが、2023年は25位でしたけれども、2024年は29位となっております。

続きまして、11ページです。

こちらが全国平均を100とした消費者物価地域差指数の都道府県下全域版のデータとなっております。

2023年では23位でしたけれども、2024年では16位となっております。

また、12ページですけれども、こちらが1か月当たりの消費者支出額（総世帯）のデータとなっております。

2023年では8位でしたけれども、2024年では37位に変動しております。

続きまして、13ページです。

こちらは、1か月当たりの消費支出額です。先ほどは総世帯でしたけれども、13ページのデータは総世帯のうち勤労者世帯のデータとなっております。

2023年では11位でしたけれども、2024年では29位となっております。

続きまして、次のページ以降につきましては、第1回目安に関する小委員会の資料に掲載されてはいませんが、昨年同様にその他の参考資料として添付しているものでございます。

14ページです。

こちらは県民所得・県民雇用者報酬を記載しております。

県民所得につきましては、財産所得、企業所得、それから県民雇用者報酬の合計となっておりますけれども、県民所得における県民雇用者報酬の占める割合を14ページのほうに掲載しております。

データは少し前のものとなりますが、昨年お出しした2020年のデータにつきましては45位でしたけれども、2021年のデータでは44位となっております。

続きまして、15ページです。

こちらは県民所得における企業所得が占める割合のデータについて掲載しております。

2020年では3位でしたけれども、2021年では4位というふうになっております。

続きまして、16ページです。

こちらは、企業所得と雇用者報酬の合算額における、雇用者報酬の占める割合を表しております。こちらのほうが、労働分配率の近似値としてご参考にしていただければと思っております。

2020年では45位でしたけれども、2021年では44位というふうになっております。

次の17ページ以降につきましては、今年度より新たに設けた資料となります。

17ページですが、都道府県別に見た労働生産性のデータを記載しております。

労働生産性に関しましては、算出方法が調査機関によって様々なものがありますが、厚生労働省が過去に使用した計算式に最新の数値を当てはめて、事務局のほうで算出したものとなっております。あくまでも参考資料として捉えていただければと思っております。

2020年では9位でしたけれども、2021年では10位となっております。

また、18ページですが、労務費価格転嫁指針の認知度について掲載しております。

こちらは公正取引委員会発表の令和6年度実施の特別調査の結果でございます。徳島県の価格転嫁指針の認知度につきましては、43位となっております。

また、徳島地方最低賃金審議会の資料に戻っていただきます。

続きまして、第2回本審の中で委員より要望のありました消費者物価指数の資料についてです。

徳島の資料、20ページ、資料5をご覧ください。

消費者物価指数の都道府県ごとの推移について表しています。消費者物価指数は2020年、令和2年を100として、令和3年から令和6年までの年単位と令和7年は各月単位の指数を表しています。全国の平均を黄色、平均より低くなるほど濃い緑となり、平均より高くなるほど濃い赤となるように表しています。左端に黒の星印が徳島県、白の星印が四国の他県です。徳島県は概ね黄緑色であり、全国平均よりはやや低いことが認められます。

21ページのほうに、消費者物価指数の推移について線グラフで表しております。こちらの線グラフですが、全国平均とBランク平均と徳島県を表しております。

続きまして、22ページをご覧ください。こちらは、消費者物価指数の上昇率の推移を表しています。先ほどは消費者物価指数そのものの推移でしたけれども、22ページのほうは消費者物価指数の上昇率の推移を表しております。

令和3年から令和6年までにつきましては対前年比の上昇率を表しており、令和7年の各月分につきましては対前年同月比を表しています。

同様に、23ページに消費者物価指数と同様に推移について線グラフで表しています。全国平均、Bランク平均、徳島県を表しています。

続きまして、24ページをお開きください。資料6となります。

こちらのほうが、賃金の名目指数・実質指数の推移について表しています。上段の表及びグラフは2020年、令和2年を100として指数化し、2020年から2024年までの各年の推移を表しています。下段の表につきましては、2024年4月から2025年4月までの各月の対前年同月比推移を表しています。

25ページをご覧ください。先ほどは賃金指数の名目指数と実質指数を表していたのですが、25ページにおきましては、対前年同月比の上昇率の推移を表しています。

続きまして、26ページの資料7をご覧ください。

資料7は今年の7月24日に実地視察を行いましたので、その内容につきまして簡単に概要を取りまとめたものです。

実地視察の対象につきましては、各商品の小売業を営む事業所、いわゆるスーパーマーケットでございます。在籍労働者数の総数は200名を超える店舗で、このうち半数を短時間労働者が占めているというような事業所です。

当日は、店舗内の視察を行い、従業員の勤務状況を確認した後、店舗管理者や従業員の方々と意見交換を行いました。項目4が意見交換の部分となっております。賃金の引上げの影響について、店舗運営側に加えて、パート、アルバイトの方々とも、率直な意見交換ができたのではないかなと考えております。また、ご審議のご参考にしていただければと思います。

ただ、事業所のほうにおきましては、名称を出す了解は取っていませんでしたので、今回は黒塗りで伏せ字とさせていただきます。

次ページ以降につきましては、委員の皆様よりご意見のありました点、人材確保、生産性、価格転嫁、若者の流出、労働分配率、中小企業の賃上げ、経営計画といった点につきまして、中小企業庁や徳島経済研究所が見た目にも分かりやすいデータを取りまとめておりますので、参考資料としてご用意させていただきました。

29ページの資料8の2025年版中小企業白書・小規模企業白書の概要と題した綴りをご覧ください。

2枚おめくりいただいて31ページ、こちらに人材確保関係のことについて記載されています。また、次のページ、32ページの図2におきましては、企業規模別の労働分配率の推移、また33ページにつきましては、図1と2に企業別、業種別の労働生産性、34ページにおきまして、図1に中小企業の賃上げの実施状況、また35ページの図1の下段に労務費を含む価格転嫁の状況が示されています。また、36ページの図1に中小企業の経営課題が示され、図2に経営計画策定と業績との関連性が示されております。

次に、37ページの資料9、こちらは公益財団法人徳島経済研究所の「徳島県の経済と産業」から、人口の章に関する部分を抜粋したものです。

2ページおめくりいただいて、39ページをご覧ください。

下段に転出人口の増加という項があり、1995年に対する2024年の変化がまとめられています。次の40ページでは、グラフ化されており、ページの下には転出先や転出元がまとめられています。

また、43ページの下段に、人口に関する指標として、転入超過率を含む主なデータがまとめられています。

最後に、44ページの資料10は、徳島経済研究所による価格転嫁の調査結果となります。46ページに、価格転嫁についてと題して、（２）に規模別、次の47ページの（３）に業種別、（４）にできた理由、次の48ページにできない理由、次の49ページからは、企業の声をまとめられているものがございます。

事務局からの資料説明としては以上となります。

○段野会長

ありがとうございます。

これまでの事務局よりの資料説明について、皆様ご質問ございましたらお願いします。脇田委員、お願いします。

○脇田委員

1点、事務局にお尋ねをさせていただければと思うんですけども、小委員会の資料の4の賃金分布に関する資料についてですが、これは一番直近の調査結果かと思いますが、この中で、例えば徳島の部分を見ていましたら、896円という記述がされておるんですけども、なぜ980円じゃないのかというのを教えていただければと思ひまして、令和7年の調査結果ですよ。

○事務局（労働基準部長）

すみません、現行の最新のデータが令和6年の賃金構造基本統計調査なので、それに合わせて、そのときの最低賃金が896円ということです。例年その形としており、去年も855円でしたし、その金額での提示となります。これが最新のものということです。

○脇田委員

分かりました。

○段野会長

そのほか、よろしいでしょうか。中村委員、お願いします。

○中村委員

主要統計資料のほうなんですけれども、新しい2024年というところで最新のデータが出てきておりますが、この調査は2024年4月時点と考えていいのでしょうか。最低賃金の改定後であるとか、そういうのは分からないのでしょうか。

○事務局（労働基準部長）

個々の調査のタイミングは、もしかしたら違うかもしれませんが、もし改定後のものがあれば、またお示ししたいと思います、おそらく多くはないかもしれません。

○中村委員

改定後のデータがあれば、より良いと思います。

○事務局（労働基準部長）

ここにあるデータは、各省庁が開示している最新のものですが、もしこの中で改正後に収集したデータがあれば、またお示ししたいと思っております。

○中村委員

よろしくお願いします。

それと、ちょっと疑問なんですけれども、1か月当たりの消費支出額についてですが、総世帯と総世帯のうちの勤労者世帯なんですけれども、これは、1年でこれだけ上がったということなんですか。同じ条件で調査した額なんですか。例えば、12ページのデータであれば、2023年の徳島では18万円余りであったのが、2024年では23万4千円余りになっています。次のページのデータでも約10万円弱上がっておりますが、同じ条件での計算でしょうか、変化の幅がすごいと思ったんですが、これも出ているとおりですよ、数字としては。

○事務局（賃金室長）

小委員会のほうで示されておるデータを順位づけしたというようなことになっております。確かに変動はかなり大きいのですが、これは徳島県に限らず、他県におきましても、20位前後、上下しておるような変動もございます。ちょっと理由については定かではないんですけれども、大きな変動という結果になっております。

○中村委員

分かりました。

それと、生産性につきましても資料をお示しいただきましてありがとうございます。よく分かりました。

それと、価格転嫁なんですけれども、これは労務費の転嫁交渉指針の県別の認知度ということで18ページにあります。認知度というところで、価格転嫁が県別でどれくらい進んだかというデータはないでしょうか。

○事務局（労働基準部長）

それはちょっと見当たりませんでした。都道府県別のデータとしては、認知度調査しかないと思います。

○中村委員

分かりました。ありがとうございます。

○事務局（労働局長）

すみません、ちょっと補足させていただきたいんですけれども、今のお話にもありました主要統計資料の12ページの2の（11）、1か月当たりの消費支出額、上がったとおっしゃられた部分は、アイボリーの2023年の18に対して、2024年の消費支出額の部分でございますか。

○中村委員

そうですね、すみません。

○事務局（労働局長）

ちょっと、ここ、資料が分かりづらくて恐縮ですが、補足させていただきますと、左側の2023年の数値が、等価消費支出額となっております。右側の2024年には、消費支出額

と等価消費支出額を並べてございます。等価消費支出額を比べていただきますと、18万円から16万円という推移をたどってございます。先ほど事務局からお答えしましたように、このデータが比較的によく動くものでございますので、このデータの基であります国の中央最低賃金審議会目安に関する小委員会の資料には、時系列でこの数字がどう動いているかというのもございますので、また併せてご覧いただければと思いますが、2023年に18万円と少し跳ねていますが、過去の推移を見ると、17とか16、この等価消費支出額は推移をしている状況です。

あと、価格転嫁につきましては、お答えのとおり、徳島県と他県の県別はないんですけれども、それを補わせていただく趣旨で、経済研究所さんの特別調査をご用意させていただいたものでございます。

以上です。

○中村委員

分かりました。ありがとうございます。

○会長

はい、辰巳委員、よろしくお願いします。

○辰巳委員

資料の4ページに新規学卒の高卒の男性の部が4ページのところで記載されていて、徳島は男性が全国的に真ん中ぐらい、次のページに女性が記載されていますが、40位と低い状態です。

私は以前、女性の働き方を調べたときに、女性経営者は徳島が多いんです。他県と比べて2位か3位ぐらいで他県より活躍されている女性の方が多いという実態だったんですが、働く者は低いんです。というのが表を見て思ったのと、新卒者の賃金も、女性がほとんど低いんです、徳島は。これはなぜかなというのが分からなかったもので、もしも、今日、経営者の中村さんと天野さんとがおられるので、何か会社を運営するときに、女性と男性とで賃金差があることについて何か理由があれば教えていただくことができたかなというふうに思うんですが。

○段野会長

経営者の皆さん、いかがでしょうか。

○中村委員

男性と女性でこれだけ差が。新卒ですよ、これ。

○辰巳委員

そうですね。

○中村委員

どうしてなのでしょう。2023年は女性も14位で、2024年のところと差があったということですよ。ただ、企業において、男性と女性で給与に差をつけているということは絶対ないです。それはどこの企業もそうだと思います。そんな中、転勤できるとかできないとか、そういうところでの手当の差というふうなものがあるのかもしれませんが、単純に

性別の属性で分けるということはありません。

○段野会長

事務局から何か補足はありますか。

○事務局（賃金室長）

特にございません。

○段野会長

はい、天野委員お願いします。

○天野委員

想像なんです、弊社といたしましたら職種ではないのかなと思うんです。新卒で製造業に携わる方は、やはり賃金は高いと思うんです、新卒者であったとしても。女性の方が、どの職種で就職されるかは分からないんですけども、私は職種でないかなと思います。

徳島県内企業を見ましたら、大手製造業は、どちらかといえばやはり男性が多いですね。職種だと思います。

○三木委員

日頃、労働相談を聞いている立場から申し上げます。

同じ職種であっても、初めから給料が違うという相談は一定数あります。小規模事業所に多い傾向があるというふうに思っています。我々も、もちろん出向くわけですけども、そういう実態があるのは確かだというふうに思っています。

○事務局（賃金室長）

あと、事務局のほうからなんですけれども、労側の南委員より、委員提出資料のほう提出されております。一番最後にお配りさせていただいております大学生等のアルバイト労働に関する調査（報告）のほうをご覧くださいだと思います。

○段野会長

では、南委員、提出いただきました資料に関しての補足説明等をお願いいたします。

○南委員

昨年の最低賃金引上げによる、県内の大学に関する学生や院生のアルバイト賃金への反映を把握するために、連合徳島として大学生等のアルバイト賃金に関する調査を行いました。今、別紙でお配りしましたが、徳島県では、人口減少や少子・高齢化が加速して、1995年以降は若年層の県外流出が顕著になっています。特に、2024年の転出総数のうち、20歳から29歳の転出者が4割を占めているため、現時点における徳島県での就職希望の調査をしました。

それでは、1ページをご覧ください。調査期間については、昨年の12月から今年の1月末とし、対象は県内の大学の学生さん、院生さんです。492人からの回答がありました。まず、属性について学年、性別、出身地方は1ページをご覧ください。

次のページをお開きいただきまして、2ページ目に、④アルバイト労働の有無というこ

とで、現在、アルバイトをしている方が82.7%いらっしゃいました。（２）に最低賃金引上げによる労働条件への反映ということで、62.7%の方が時給が上がったと回答しています。

次のページになるんですけれども、上がった額については、３ページ目の上です、グラフをご覧ください。一番多いのが80円から99円の28.2%、次に多いのが50円から79円の26.3%、次に多いのは100円から199円の20.8%、49円までという方が21.2%いらっしゃいました。

次に、（３）徳島県内での就職希望も聞いてみました。

学校卒業後、徳島県内での就職を希望していると回答したのは28.3%。希望していないのは43.4%いらっしゃいました。②の、現在アルバイトをしている方で、時給が上がったと回答した方255人のうち、27.8%の方が徳島県内での就職を希望していると回答しました。

次のページをご覧ください。③の時給の上げ幅と県内での就職希望を見てみると、県内での就職を希望する割合が最も高くなったのは、上げ幅が100円から199円の方であり、53人の中で19人、35.9%が希望していると回答しました。80円から99円の上げ幅の方も、希望しているが29.2%いらっしゃいました。一方で、今回、昨年の最低賃金引上げによって何も変わらなかったと回答した134人のうち、県内での就職を希望していると回答したのは、32人、23.9%であって、逆に、希望していないと回答したのは50%、半数の方が就職を希望していないと回答しました。

今回の調査から、最低賃金が若年層の県外定着に関わってくると見られることから、昨年同様の徳島県の立ち位置に応じた最低賃金となるよう審議を進めていきたいと思っています。

以上です。ありがとうございました。

○段野会長

南委員、ありがとうございました。ただいま南委員からご説明いただきました部分につきまして、皆様ご質問等ございましたらよろしく願いいたします。

○米澤委員

これは、徳島県内の出身の方で県外で就職を希望している等の形としてデータ化していただけることは可能でしょうか。県内の方の流出というのをできるだけ防ぎたいかなと思うので、よろしく願いいたします。

○段野会長

ありがとうございます。

色々とクロス集計されたら面白いかなと思いますので、そちらの方をよろしく願いいたします。

他に南委員への質問はよろしいでしょうか。

では、本日の審議事項は以上になります。

ほかにご意見等ございましたら。はい、辰巳委員、よろしく願いいたします。

○辰巳委員

要請書、要望書、意見書、陳述書をいただきまして、そのことについては、当然、労側、使側とは、それぞれ意見があるので、ご意見を伺ったということでいいんですが、一番の最後の76ページのところに書いています昨年の賃上げの補助を県が考えてくれた10億

5,000万円の件のことが後ろに書いてあると思うんですが、これを私は第1回目のときに申し上げました。10億5,000万円で、実際に使われたのが、ここに書いてあるように2億4,300万円だったと。このことに対して、今どうこう言うつもりはないんですが、やはりここに書いてあることは労使一緒の意見というふうに思うんですが、やはり、ちゃんと県がしてくれたことに対して、やったことに対して、100%は行かんでも80%のところが進捗したとかになって、中小の支援ができるとかいう形がやはり理想的じゃないかなというのは、一緒のご意見かなというふうに思っていますので。

ぜひ、これ、次回の会議が盆明けになっていくスケジュールになっていくと思いますので、事務局のほうから県に対して、結果がどうであれ、ここに書いているように中小の方が利用しやすい支援制度とか、他県のこと参考になっているようなことを考えていただけるような意見をしていただいて、調整いただくようなことをお願いしたいというのが私の意見です。

○段野会長

ありがとうございます。

では、事務局よりお願いします。

○脇田委員

先に一点申し上げたい。

ただいま支援の話がありましたけれども、私はそもそも支援というのは反対でして、賃上げをするのに支援をするというのが、そもそもおかしいんじゃないのかというふうに思っています。それよりも、まずはやはり経済状況をよくしていただくというのが、行政の役割であって、支援があるから最低賃金を上げるとかというのは、また全然、話の次元が違うんじゃないかというふうに思っています。使側のほうの各委員、どう思っているかわかりませんが、私個人としては、状況によっては必要なのかもわかりませんが、現時点で支援が必要というふうには思っておりません。

以上です。

○辰巳委員

ごめんなさい、勝手に私が、使側もそうやということを言ってしまうと、それは申し訳ないんですが、ちょっと、その部分については訂正させてもらうので、意見があったことに対して、ぜひ、もしも検討するなら、昨年と同様のことじゃなくて、労側の意見としては、中小への支援がちゃんと行き届けるような政策を考えていただきたいということを申し上げるようになさせていただきますので、先の話は訂正させていただきます。

○段野会長

事務局は、それでよろしいでしょうか。

○事務局（労働基準部長）

かしこまりました。事務局から県に対しまして、各側からそれぞれ意見が出ましたので、その意見については伝えさせていただきたいと考えております。

○段野会長

ありがとうございます。他のご意見は、よろしいでしょうか。

〔委員から「なし」の声〕

○段野会長

ありがとうございます。本日は、第3回本審後、専門部会を開催予定でございましたけれども、それにつきまして事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（賃金室長）

事務局より説明をさせていただきます。

本日、この後に第1回専門部会の開催を予定しておりましたけれども、ご承知のとおり、まだ中央からの目安答申が示されていない状況でございます。本日の10時から第7回の中央小委員会が開催される予定となっておりますと聞き及んでおります。こうした中では、具体的な金額審議を行うことは困難だと思われますので、本日の専門部会につきましては延期することが適当であると考えております。

なお、事務局においては、事前にお伺いしておりました委員の皆様方のご都合を考慮しますと、今後、開催する審議の日程としましては、異議審議を行うご予約であった8月21日の9時から第4回本審を開催し目安伝達を行い、同日の10時から、第1回地賃専門部会を実施するという日程でご審議いただくこととしてはどうかと考えております。各委員の皆様方のご都合、次に会場の確保が可能かということも考慮の上、日程調整を行いました。この審議日程につきましてご審議いただければと存じます。

なお、その後の日程につきましては、今後、事務局で調整いたしまして、8月21日の第4回本審でご審議いただくこととしてはどうかと考えております。

○段野会長

ありがとうございます。

ただいま事務局より、本日の専門部会につきまして延期の提案がなされまして、延期日の日程につきましては、8月21日の木曜日9時から第4回本審を開催し、目安伝達を行い、その後、同日10時から第1回地賃の専門部会を開催しまして金額審議を行うこと。その後の日程につきましては、今後、事務局で調整をいただきまして、8月21日の第4回本審において審議することについて提案がございました。

これにつきまして、私も、目安額が示されない中で、具体的な金額の審議は困難と考えております。事務局提案の審議日程が適当と考えておりますが、委員の皆様いかがでしょうか。

〔委員から「異議なし」の声〕

○段野会長

ありがとうございます。

つきましては、本日開催予定の第1回専門部会は延期しまして、次回は8月21日の木曜日9時から第4回本審を開催しまして、目安伝達を行い、その後、第1回専門部会を開催しまして、金額審議を行うことといたします。ありがとうございます。

そのほか、何かご意見、ご確認事項がございましたらよろしくお願いいたします。

〔委員から「なし」の声〕

○段野会長

特段ないようでございますので、本審議会はこれで閉会といたします。
皆様、長時間ありがとうございました。